

平成 22 年 12 月 15 日

指定管理者の指定について（練馬区立関区民ホールおよび練馬区立関高齢者センター）

1 内 容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、練馬区立関区民ホールおよび練馬区立関高齢者センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

団体の名称

社会福祉法人 泉陽会

所在地

東京都練馬区西大泉五丁目 21 番 2 号

代表者

理事長 加藤 四郎

3 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 選定の経過

平成 22 年 4 月 26 日 第 1 回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議、施設実地調査の実施、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5 月 17 日 平成 22 年度第 1 回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

7月8日	経営診断委託
7月16日	企画・提案書作成要項配布、説明
8月20日	企画・提案書受付
9月1日	第2回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよび応募団体の評価、採点)
11月4日	平成22年度第3回指定管理者選定委員会 (応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、当該団体については、練馬区立関区民ホールおよび練馬区立関高齢者センターを運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。(審査結果は別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

団体の安定性・継続性

利益を上げる力、資金力、借入金の返済能力、経営の安全性が優れており、長期的に安定した事業活動が可能であること。

団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程が整備されていること。情報公開規程が整備されていること。

団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規則を整備しており、それに基づく運用が行われていること。また、理事会・役員会の構成が親族等に偏らず適正であり、理事会・役員会は定期的に行われていること。

運営実績

練馬区内で特別養護老人ホーム2か所、認知症高齢者グループホーム1か所の運営や、区立石神井台敬老館の管理運営業務など、高齢者福祉分野において十分な実績があり、今後も安定した運営を行う能力を有していること。また、過去5年間の関区民ホールおよび関高齢者センターの指定管理者として十分な実績を残していること。

効率的運営・効率化への取組

職員が兼務できるものは兼務し、再委託できるものについては再委託と、コストを

抑えた無駄のない人員配置をしていること。また、法人が運営する区内の事業所が人的、物質的な協力をし、効果的、効率的な運営をしていること。

受託への熱意・意欲

区内で展開している法人事業所間のネットワークを活用し、職員の質の向上や利用者サービスの質の向上を目指すこと。近接の高齢者施設の運営実績および地域性をいかし、区民福祉の向上に貢献していく意欲があること。

施設管理の安全性への配慮

毎日館内を定期的に巡回し、事故の危険性の高いところには職員を配置する等、配慮していること。事故フローチャート、事故報告書を整備し、報告・連絡・相談の徹底を図り、危機管理に関する継続的な取組の提案があること。

施設管理運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、法人が運営する他事業所が、高齢者福祉事業のノウハウをいかし、人的・物質的に積極的な協力をする提案があること。

利用者への対応（接遇を含む）

利用者からの苦情を解決するための苦情対応規程が整備されていること。適宜見直しを行い、苦情・事故の早期解決に努めていること。職員が勉強会やミーティング等を通じ、利用者の人権が守られているかを検証し、自己点検していること。サービスマナーマニュアルを整備し、マナー向上を徹底させていること。

職員の育成

法人が主催する職員階層ごとの研修への参加や、外部機関が開催する専門職研修への積極的な派遣を行うほか、業務マニュアルを作成し、職員一人ひとりの目標を明確にさせるなど、職員の質の向上に努めていること。

団体の理念・姿勢

心の通ったサービス、温かみのある街づくり、職員の育成とゆとりのある生活の援助について掲げた理念を事業計画書、事業報告書などに明記していること。

また、法人の理念を実践にいかすため、職員には全体会による説明、利用者には懇談会や行事の際での説明や、窓口に掲示することで周知・徹底させていること。

区内事業者の活用・区民雇用の促進等

区内業者を優先していく考えを持っていること。職員の採用に当たり、今後も、区民の雇用に推進していく考え方であること。軽易な事務業務には障害者雇用の促進を行う提案があること。

事業等の提案

高齢者センターについては、介護予防の拠点としての役割を常に意識して業務に当たる姿勢があること。専門職の派遣体制を整え、定期的な相談の企画、講演会の実施をする提案があること。

区民ホールについては、投書箱の設置以外に、利用者が意見や苦情等を言いやすい環境を整備する提案があること。

さらに、法人で行っている衛生管理での取組を活用し、法人の衛生委員会・感染症対策委員会で作成した感染症・食中毒予防およびまん延防止のための指針を活用する提案があること。また、利用者のニーズを把握し、ニーズに沿った事業やサービスを提供している実績があることなど、法人の事業所同士の相互バックアップ体制を利用し、一体となって施設の運営の質を高めていくという提案があること。

問い合わせ先

関区民ホール

練馬区区民生活事業本部産業地域振興部地域振興課管理係

電話 03(5984)1523(直通)

FAX 03(3557)1351

関高齢者センター

練馬区健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課施設係

電話 03(5984)4586(直通)

FAX 03(5984)1214

指定管理者（社会福祉法人泉陽会）の評価結果

別表

（練馬区立関区民ホール・関高齢者センター）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	3点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (4) 併設施設との連携	10点	6点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 区内の高齢者および障害者の雇用 (4) 再委託における区内事業者の活用 (5) 物品の区内業者からの調達	10点	8点
13 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 介護予防事業の提案内容	10点	6点
合計	100点	75点